基準４－３

2023/12/31更新

|  |
| --- |
| **４－３　中学校教諭の教職課程の場合**  （１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ１単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。  なお、施行規則第４条第１項表備考第４号により１以上又は２以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。  また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。 |

平成10年改正法（旧法）までは、教科に関する科目は一種免許状であれば20単位、二種免許状であれば10単位が最低修得単位数と免許法施行規則で規定されていました。しかし、改正後は、この最低修得単位数の規定はなくなりました。ただし、課程認定にあたっては一種免許状であれば20単位、二種免許状であれば10単位分の科目を開設しなければなりません。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.46）

|  |
| --- |
| Ｑ　領域に関する専門的事項（幼）、教科に関する専門的事項（小・中・高）の最低修得単位数（各事項の単位、各科目の単位の、最低修得"合計"単位数）は示さないのか。  中1種免の場合、課程認定基準4－3（1）では教科に関する専門的事項については20単位以上"開設"が必要となっているが、これは大学側の科目開設の必須条件であって、学生が修得すべき単位は一般的包括的科目の単位を含んだ上で、20単位を下回ってもよいと考えてよいか。  Ａ  ○御質問のとおり、課程認定基準上における「教科に関する専門的事項」は科目の開設を規定している。  ○改正後の施行規則においては、別表第１を根拠とする免許状授与のための所要資格（施行規則にて規定する内容）を満たす限りにおいては、「教科に関する専門的事項」の20単位以上の修得は必須の要件とはならない。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.14）

|  |
| --- |
| Ｑ　「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免（28単位修得）の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。  Ａ　そのとおりに設定しても構わない。  「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設することが可能。  また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。  幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。 |

修得単位数についてはこの質問のとおりで構いませんが、課程認定を受けるにあたっては、28単位の中に、複合科目（質問者のいう融合科目）を含むことはできません。そのことは下記Q＆Aに示されています。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.47）

|  |
| --- |
| Ｑ　教科に関する専門的事項の最低修得"合計"単位数を規定しないならば、中1種免の場合、指導法8単位を除く残り20単位の中に、教科に関する専門的事項と指導法との融合科目（教科内容構成研究の科目）の単位を算入できると考えてよいか。  Ａ　御質問のとおり。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.13）

|  |
| --- |
| Ｑ　中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。  Ａ　「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。 |

免許法施行規則第4条第1項表備考第二号にそれぞれの科目区分において、一般的包括的内容を含む単位を1単位以上含まなければならないと規定されています。

中一種免（社会）の場合、「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む。）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の5つの科目区分があります。認定基準や免許法施行規則上、各科目区分でそれぞれ一般的包括的内容を含む科目を１単位ずつ開設し、その5単位を含んで教科に関する科目を最低20単位分開設できていると良いということになります。しかし、現実的には1単位科目で一般的包括的内容を含む科目の開設は難しいと考えられます。

科目区分に（　）書きで「～を含む」という言葉が入っている場合は、その含む内容を含んで初めて一般的包括的内容を含む内容となります。例えば社会であれば「地理学（地誌を含む。）」という科目区分があります。この科目区分では、地誌を含まない地理学の授業科目であれば、科目区分「地理学（地誌を含む。）」の一般的包括的内容を含む授業科目とはなりません。1科目のみで当該科目区分の一般的包括的内容を含む科目を設定する必要はありません。地理学概論と地誌の2科目の修得でもって、「地理学（地誌を含む。）」において、一般的包括的内容を含むという設定をすることも考えられます。もちろん地理学（地誌）という授業科目を設けて1科目で一般的包括的内容を含む科目を設定することも可能です。ただし、授業内容が「地理学（地誌を含む。）」全般を網羅できていないと審査において判断された場合は、1科目だけでの設定は難しくなることもあります。この点注意が必要です。

「　」書きの科目区分の単位修得方法については、免許法施行規則第4条第1項表備考第四号に、「農業、工業、商業、水産」においては2以上の科目を教科「職業」の「農業、工業、商業、水産」以外の科目区分においては１以上の科目が開設されなければならないとされています。例えば「社会」の場合、「哲学、倫理学、宗教学」という科目区分があります。「　」書きの科目区分の場合は、「哲学、倫理学、宗教学」のこの3つの中の「哲学」についてのみ一般的包括的内容を含む授業科目を開設していればよいということになります。

確かに法令の最低基準として、「　」書きの科目区分の場合は、「　」内の科目のうち1つについて開設されていればよいことになります。

ただし、学生の履修の幅や専門職として修得すべき知識を勘案すると、可能な限り「　」書きの科目区分の「　」内の科目についてはすべて開設しておくのが望ましいのではないかと考えます。

■「　」書きの科目区分と「・」が含まれる科目区分

保健体育の科目区分に『「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」・運動学（運動方法学を含む。）』というのがあります。

この科目区分の場合、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」から最低でも１つ開設することになります。ただし、上述のとおり、すべて開設することが望ましいです。

そして「・」で「運動学（運動方法学を含む。）」とありますので、運動方法学を含んだ運動学の科目も開設します。授業科目として「運動学」と「運動方法学」を分けて2科目の修得でもって「運動学（運動方法学を含む。）」の一般的包括的内容を満たすという方法を取ることもできます。

▼課程認定審査の確認事項

|  |
| --- |
| ２　教育課程関係  （１）教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第４条第１項表備考第２号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。 |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| ○　中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない。しかしながら，一般的包括的内容を扱う授業科目が教職課程履修学生の必修又は選択必修科目に位置付けられていなかったり，必修又は選択必修科目において一般的包括的内容を扱っていることが確認できなかったりする課程があった。教職課程において学修させるべき内容が適切に取り扱われるかどうかを確認の上，適切に授業科目の位置付け及び整理を行っていただきたい。  ○　中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は，一般的包括的な内容を含むものでなければならないが，一般的包括的内容を扱っている授業科目がいずれの授業科目なのかを特定できない教職課程があった。教職課程において学修させるべき内容が適切に取り扱われているかどうかを確認の上，適切に授業科目を位置付けること。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.4）

|  |
| --- |
| Ｑ　施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。  Ａ　一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがないかどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。） |

一般的包括的内容を含む科目として適当であるかどうかを何でもって判断するのかといいますと、学習指導要領が1つの指標になります。

学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として学習指導要領を参考にして学習内容に偏りがないかどうかを大学において判断することになります。

　中学校学習指導要領中保健体育の項において扱うことと示している体育分野は、「体つくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」であることから、「体育実技」では、学習指導要領に示されているこれら７分野全ての内容を学修することが必要となります。

　ただし、1つの授業科目でこれら全ての内容を扱う必要はありません。7分野ありますので1分野につき1授業科目を設定して、7科目全て修得して初めて体育実技の分野の一般的包括的内容を含むという設定をすることができます。

この場合、その全てを履修しなければ当該科目区分の一般的包括的内容を満たさないこととなります。1科目でも未修得が生じれば、「体育実技」の一般的包括的内容を含んで修得したという証明ができなくなります。

科目等履修生や学部聴講の大学院生などの履修相談を受けたり、証明書の発行を行ったりする時は特に注意が必要です。

■参考

新田正樹・大畠啓子（2013）「教職課程・課程認定制度の基礎　第三回　教職課程②「教科に関する科目群」『SYNAPSE』第20号、p31～37

　複合科目の取り扱いについて、「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」における最低開設単位数や最低修得単位数に含めることはできないというのはおさえておくべきポイントです。

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.67）

|  |
| --- |
| Ｑ　一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。  Ａ　できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。 |

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.65）

|  |
| --- |
| Ｑ　「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。  Ａ　施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。 |

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.68）

|  |
| --- |
| Ｑ　例えば、中学校教諭一種免許状（国語）の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。  Ａ　中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4－3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。また、免許状取得要件を満たす上で、複合科目を「各教科の指導法」や「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数に含めることはできない。 |

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.66）

|  |
| --- |
| Ｑ　「複合科目」の開設は必須なのか。  Ａ　必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、今後「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。 |

|  |
| --- |
| （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。  ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| ○　「教科に関する科目」については，自学科での開設を原則とする一方，教育職員免許法施行規則に定める各科目区分の半数までは他学科等及び共通開設の授業科目を充てることが認められている。しかしながら，ほぼ全ての学科等において，科目区分の半数を超えて他学科等又は全学共通科目の授業科目を充てている。教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。  ○　「教科に関する科目」については，自学科での開設を原則とする一方，教職課程の内容の水準の維持・向上等を図る観点から，教育職員免許法施行規則に定める各科目区分の半数までは他学科等及び共通開設の授業科目を充てることを可能としているが，5学科7課程において，科目区分の半数を超えて他学科又は共通開設の授業科目を充てている。教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。  ○　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」については，自学科等での開設を原則としている一方，教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から，教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは他学科または共通開設の授業科目を充てることを可能としているが，一部課程においては，科目区分の半数を超えて共通開設の授業科目を充てているように見受けられる。該当の課程については，教職課程認定基準を満たすよう，速やかに是正すること。  ○　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」については，自学科等での開設を原則としている一方，教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から，教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは他学科または共通開設の授業科目を充てることを可能としているが，科目区分の半数を超えて他学科共通開設の授業科目を充てているように見受けられる課程が相当数に上るため，該当の課程については，教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。 |

　いわゆる半数規定とよばれる規定ですが、令和3年度の改正でこれまでの科目区分の半数までという規定に加え、自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で他学科等開設科目をあてることができるようになりました。

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.5）

|  |
| --- |
| Ｑ　中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。  Ａ　施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、  ・物理学  ・化学  ・生物学  ・地学  ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」  の5つの事項が規定されており、5の半数は2．5であるため、これを越えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.76）

|  |
| --- |
| Ｑ　学則上、全学共通科目として規程されているが、実際は単独の学科のみにしか履修を認めていない科目がある場合、別の資料等を添付することで、自学科開設科目とみなすことは可能か。  Ａ　履修規定や学則において自学科開設科目として確認できることが必要である。 |

科目区分の半数まで他学科等開設科目をあてるか、自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で他学科等開設科目をあてるかということについて全課程において統一する必要はありません。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.53）

|  |
| --- |
| Ｑ　中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいか。  Ａ　大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。 |

|  |
| --- |
| （３）「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては８単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.78）

|  |
| --- |
| Ｑ　「各教科に関する指導法」の必要単位数（例：中一種8単位）のうち半分を教科内容と教科の指導法の融合科目として配置することは可能か。  Ａ　複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることはできない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.82）

|  |
| --- |
| Ｑ  ①「各教科の指導法」8単位を2科目（各4単位）として開講することは可能か。  ②上記が可能な場合、当該科目を隔年開講とすることは可能か。  Ａ　①②いずれも可能であるが、学生が免許状の要件を揃えるにあたって、卒業までに履修機会が1回しかない（当該必修科目の開講期に履修及び単位修得ができない場合、その時点で卒業時の免許状の取得が事実上不可能になる）ことのないよう、留意していただきたい。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.103）

|  |
| --- |
| Ｑ　施行規則の改正により、中一種免においては「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。  Ａ　教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項（教科専門や指導法に関する内容）を修得する必要があり、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」についても学修しておくことが適当であるが、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を8単位修得することは必須ではない。 |

|  |
| --- |
| （４）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第４条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.81）

|  |
| --- |
| Ｑ　教育の基礎的理解に関する科目「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」をまとめて一つの科目として開設してよいか。  Ａ　一つの科目として開設できる。ただし、その場合には「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」の区分に「教育課程の意義及び編成」を含める形で開設することが必要。（施行規則上、「教育の方法及び技術」を「教育の基礎的理解に関する科目」として開設することはできないため。） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （５）中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。  ⅰ）「教科に関する専門的事項」 | | | |
|  | 免許教科 | 必要教職専任教員数 |  |
| 国語  社会  数学  理科  音楽  美術  保健体育  保健  技術  家庭  職業  職業指導  英語  宗教 | ３人以上  ４人以上  ３人以上  ４人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ２人以上  ３人以上  ３人以上 |
| （※１）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。  （※２）３（７）の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことがで きる。  （※３）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。  （※４）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。  （※５）（※２）、（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認 定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。 | | | |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| ○　中学校及び高等学校の教職課程の「教科に関する科目」で他学科等において開設する授業科目を充てる場合，これを担当する教員については，認定を受けようとする学科における専任教員とみなすことができるが，商学部商学科において，全て自学科開設としているにもかかわらず，他学科の教員を専任教員とみなしている状況が見受けられた。教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回ることから，速やかに是正すること。  ○　人間科学部心理学科の中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健）の課程において、「教科に関する科目」の専任教員数が、教職課程認定基準上３人必要なところ、２人しか配置されていない。教職課程認定基準を正しく理解し、基準を満たすよう、速やかに改善すること。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Ｑ＆Ａ（No.79）

|  |
| --- |
| Ｑ　「みなし教職専任教員」などを必要教職専任教員数として含めた場合でも、定められている数のうち、半数以上は、自学科の教職専任教員の配置が必要である。必要教職専任教員数が３人と定められている教科の場合、半数はどのように計算するのか。  Ａ　例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要教職専任教員数は、３人以上と定められており、半数以上は自学科の教職専任教員でなくてはならないと規定されている。３人の半数は１．５人であるが、１．５人以上の人数、すなわち必要教職専任教員数３人のうち２人以上は自学科の教職専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし教職 専任教員」として認められるのは１人となる。 |

「みなし教職専任教員」とは、自学科の教職専任教員だけで、必要教職専任教員数を満たすことができない場合、他学部他学科等に籍を有する教職専任教員を自学科の教職専任教員として扱うことができる専任教員のことをいいます。

この場合、他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目とともに教職専任教員を借りてくる必要があり、教職専任教員のみを借りてくることはできません。

自学科で開設する授業に他学科の教職専任教員を割り当てた場合、当該教員の扱いは「兼担」となります。

つまり、科目区分の半数以内の他学科等又は他学部他学科等開設科目の開設ということを行わなければみなし教職専任教員の規定を適用することはできないということになります。

（※２）但し書きについて

■みなし教職専任教員とすることができる人数

必要教職専任教員数が4人以上の場合は、他学科教職専任教員を自学科等の教職専任教員とみなすことができるのは2名となります。

必要教職専任教員数が3人の場合、半数は1．5人となりますが、1人では「必要教職専任教員数の半数」を満たせませんので、半数以上というのは切り上げで2人となります。よって、必要教職専任教員数が３人以上の場合、他学科教職専任教員を自学科等の教職専任教員とみなすことができるのは1名となります。

◆令和6年度開設用手引き別冊Ｑ＆Ａ（No.79）

|  |
| --- |
| Ｑ　「みなし教職専任教員」などを必要教職専任教員数として含めた場合でも、定められている数のうち、半数以上は、自学科の教職専任教員の配置が必要である。必要教職専任教員数が3人と定められている教科の場合、半数はどのように計算するのか。  Ａ　例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要教職専任教員数は、3人以上と定められており、半数以上は自学科の教職専任教員でなくてはならないと規定され ている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要教職専任教員数3人のうち2人以上は自学科の教職専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし教職 専任教員」として認められるのは1人となる。 |

■みなし教職専任教員とする場合の担当科目の学則等の位置付け

他学科の教職専任教員をみなし教職専任教員とする場合、当該教員が担当している科目は、自学科等の学則に記載のない科目（認定基準4－4（4）※2の「他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合」）を担当しているという状況でないといけません。

つまり、教職専任教員とともに科目も借りてくるという状況でなければなりません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。 | | | |
|  | 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要教職専任教員数 |  |
| ８００人以下 | ２人以上 |
| ８０１人～１，２００人以下 | ３人以上 |
| １，２０１人～ | ４人以上 |
| （※１）教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。  ・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人  ・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において１人  （※２）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教 職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、（※１）のそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。 | | | |

　「当該課程を置く学科等の入学定員」は、1年次入学定員のみが算定の基礎となります。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.86）

|  |
| --- |
| Ｑ　必要教職専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。  Ａ　編入学定員や科目等履修生定員、臨時定員は含まない。学則に定める入学定員を指す。 |